

奈良県告示第三百五十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和七年二月十四日

奈良県知事 山下 真

富和 清訓	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
社会医療法人田北 会田北病院		大和郡山市城南町 二番一三号	整形外科（肢 体不自由）	令和六年六 月三十日	